

議第340号

京都市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

京都市長期継続契約に関する条例の一部を次のように改正する。

本則第2号中「もの」の右に「又はソフトウェアの使用に係るもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

長期継続契約を締結することができる契約として、新たに翌年度以降にわたり役務の提供を受ける契約でソフトウェアの使用に係るものを定める必要があるので提案する。